

月曜〇〇講座【第8回】

著作権って何？

平成28年5月30日（月）

上越教育大学附属図書館

講義内容

1. はじめに
2. 著作権の概要
3. 何をすると著作権侵害に？
4. 論文・レポート作成時に注意する「引用」について
5. 学校現場で注意する「複製」について
6. まとめ

Q1. 著作権侵害になるでしょうか？

他人の図書の内容を

自分が考えたかのように、

レポートに書いた。

Q2. 著作権侵害になるでしょうか？
レポートに引用先の出典を
明記した。

Q3. 著作権侵害になるでしょうか？

授業で使うプリント（本からコピーしたもの）が余ったので、他の教員に参考に渡した。

Q4. 著作権侵害になるでしょうか？

教員同士の研修会で論文
のコピーを配った。

1. はじめに

本日伝えたいこと

- 他人が作ったものを「無断」で使っちゃ駄目。
ただし、**許諾を得ず**に使っていいときもある。
- 論文やレポートでの「引用」(条件付)。
- 学校現場 (授業) での「複製」(条件付)。

講義内容

1. はじめに

 2. 著作権の概要

3. 何をすると著作権侵害に？

4. 論文・レポート作成時に注意する「引用」について

5. 学校現場で注意する「複製」について

6. まとめ

2. 著作権の概要

著作権法 第一条

(目的) この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、**著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。**

2. 著作権の概要

著作権のルールとはざっくり言うと…

『「他人がつくったコンテンツを無断利用してはいけない（パクってはいけない）」という単純なもの』

（岡本薫. 著作権の考え方. 東京: 岩波書店, 2003 , p.i)

講義内容

1. はじめに
2. 著作権の概要
-  3. 何をすると著作権侵害に？
4. 論文・レポート作成時に注意する「引用」について
5. 学校現場で注意する「複製」について
6. まとめ

3. 何をすると著作権侵に？

著作権者（著作権を持っている人）に
「許諾」を得ずに著作物（文章・写真・音
楽・映画等々）を使うと、「著作権侵害」に
なります。

講義内容

1. はじめに
2. 著作権の概要
3. 何をすると著作権侵害に？
-  4. 論文・レポート作成時に注意する「引用」について
5. 学校現場で注意する「複製」について
6. まとめ

4. 論文・レポート作成時に注意する 「引用」について

著作権法 第三十二条

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

= 自分の著作物に他人の著作物を利用すること。

ルールを守って、必要な部分だけ引用できます。

4. 論文・レポート作成時に注意する 「引用」について

□ 引用のルールとは…

1. 「引用の必然性があること」
2. 「自分の文章が主で，引用が従であること」
3. 「自分の文章と他人の文章を括弧でくくるなどして，区別をすること」

(藤田節子. レポート・論文作成のための引用・参考文献の書き方. 東京: 日外アソシエーツ, 2009, p.3.)

4. 論文・レポート作成時に注意する 「引用」について

□ 直接引用

著者の文章を全く同じに書く。

- 短い場合, 「」でくる。
- 長い場合,
行頭から2-3文字下げて書く。

4. 論文・レポート作成時に注意する 「引用」について

□ 間接引用

著者の文章を要約して書く。

□ 例

山口（2013）は、要約を作成するときは原文を見ないで書くことが必要であると述べている。

講義内容

1. はじめに
2. 著作権の概要
3. 何をすると著作権侵害に？
4. 論文・レポート作成時に注意する「引用」について
-  5. 学校現場で注意する「複製」について
6. まとめ

5. 学校現場で注意する「複製」について

著作権法 第三十五条第一項

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

= 著作権者の許諾を得ずに、授業で複製（コピー）を使うことは可能です。
ただし、ルールを守って、必要な部分だけ利用できます。

5. 学校現場で注意する「複製」について

□ 授業で利用する複製のルールとは…（以下3枚分引用）

- 「
1. 営利を目的としない教育機関であること
 2. 授業等を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身が複製すること（指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能）
 3. 授業の中でその複製物を使用すること

5. 学校現場で注意する「複製」について

4. 必要な限度内の部数であること
5. すでに公表されている著作物であること
6. その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものをコピーする場合等は対象外）

5. 学校現場で注意する「複製」について

7. 慣行があるときは「出所の明示」が必要

(著作権テキスト：初めて学ぶ人のために 平成27年度 - 文化庁 p.67

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h27_text.pdf)

講義内容

1. はじめに
2. 著作権の概要
3. 何をすると著作権侵害に？
4. 論文・レポート作成時に注意する「引用」について
5. 学校現場で注意する「複製」について
-  6. まとめ

6. まとめ

本日伝えたいこと

- 他人が作ったものを「無断」で使っちゃ駄目。
ただし、**許諾を得ず**に使っていいときもある。
- 論文やレポートでの「引用」(条件付)。
- 学校現場 (授業) での「複製」(条件付)。

□ 引用・参考文献

1. 岡本薫. 著作権の考え方. 東京: 岩波書店, 2003.
2. 尾崎茂. 先生のための著作権入門の入門. 東京: 学事出版, 2006.
3. 作花文雄, , 吉田大輔. 著作権法概論. 3訂. 東京: 放送大学教育振興会, 2014.
4. 藤田節子. レポート・論文作成のための引用・参考文献の書き方. 東京: 日外アソシエーツ, 2009

□ 引用・参考文献

5. 結城哲彦. デジタルコンテンツの著作権Q&A. 東京: 中央経済社, 2014.
6. 堀之内清彦. メディアと著作権. 東京: 論創社, 2015.
7. 著作権に関する教材, 資料等 | 文化庁
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>
8. 平尾 正樹 著作権法逐条解説
<http://homepage3.nifty.com/trademarkinfo/copyright/right1.htm>

□ 引用・参考文献

9. 著作権テキスト：初めて学ぶ人のために 平成27年度 - 文化庁

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h27_text.pdf

ご静聴，ありがとうございました。

[連絡先]

上越教育大学附属図書館

Mail : gservice@juen.ac.jp

Tel : 025-521-3606